

自動車保管場所証明申請をされる皆様へ

1 申請に必要なもの

(1) 自動車保管場所証明申請書（2枚綴り）

※ 旧様式（4枚綴り）でも申請可能。（③・④枚目は不要。）

(2) 自認書もしくは承諾書

自認書とは…土地又は建物が申請者本人のものである場合。

ただし共有の場合は、自認書と承諾書が必要です。

承諾書とは…土地又は建物が申請者本人の所有物ではない場合。

・借家、アパート等は大家または管理者

・市営・町営住宅等は市長、町長等

からの承諾書が必要になります。

(3) 保管場所の所在図・配置図

所在図は自宅及び駐車場の位置がわかるもの。

配置図は敷地の保管場所の位置と寸法がわかるもの。

※ 保管場所に申請する位置は、自宅（本拠の位置）から直線距離で、2km以内でないと認められません。

(4) 手数料

申請手数料 2,500円

2 注意事項

- 申請書の記載内容に誤りはありませんか？
車台番号や型式、大きさに間違いはありませんか？
申請者の住所は、住民票又は印鑑証明書の住所と一緒ですか？
- 証明書交付後の訂正は認められません。
再申請となり、再度、手数料（申請手数料2,500円）が必要となります。
申請書の記載内容に誤りが無いか十分に確認してください。

3 申請受付について

受付時間 平日の午前9時から午後4時まで



秋田県警察

完成検査終了証、自動車検査証、譲渡証明書、抹消登録証明書に記載してある内容を記入。

左詰めで数字とアルファベットを明確に記入。アルファ

別記様式第1号(第1条関係) 自動車保管場所証明申請書 運輸支局長提出用

車名	型式	車台番号												自動車の大きさ					
○○○	GJ I -NCP 123	N	P	C	1	2	3	-	1	2	3	4	5	6	7	8	長さ	469	センチメートル
↑ ここから記載(アルファベットには、下欄にノ印を記入してください。)															幅	169	センチメートル		
															高さ	181	センチメートル		

国産車の場合
(例)トヨタ、マツダ、ニッサン、スバル など輸入車
の場合
(例)アウディ、シボレー など

使用の本拠の位置 秋田県秋田市山王四丁目1番5号

保管場所の位置 秋田県秋田市山王四丁目1番5号

住民票又は印鑑証明と一致する。

同上とは記載しない。

※保管場所標章番号

自動車保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。

秋田中央警察署長 殿 平 (010-0951) 令和〇年〇月〇日

申請者 住所 秋田県秋田市山王四丁目1番5号
フリガナ アキタ ハナコ 氏名 秋田 花子 (018) 863 局 1111 番

申請日を記入する。

繋がりやすい電話番号を記入する。(携帯)

この証明欄には何も記入しない

備考 1 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が所有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているときは、保管場所標章番号欄に旧自動車に表示されている標章番号を記入することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目録となる地物及びその位置を知るため特に必要とする場合がある。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A 判4番とする。

該当するものを○で囲んで下さい。(手書)

保管場所の所有者 自己・他人・共有	自動車登録番号 (ナンバー) 秋田○○○○	申請内容 新規・代替(買い替え)・増車 (代替等の場合は、旧使用車両の車台番号を記入する。) NCP-12341234	氏名 秋田 花子 連絡先 電話 018-863-1111
----------------------	-----------------------------	---	---------------------------------

該当するものを○で囲んで下さい。
自己...自認書
他人...使用承諾書(親子間、夫婦間は他人とする)共有...
自認書及び関係者の使用承諾書

パソコンで入力する際は、シート1のみに入力して下さい。
シート2は自動的に入力されます。
シート2枚を印刷し、警察署交通窓口へ提出して下さい。

自認書 記載例(土地又は建物が申請者本人の物である場合)

別記様式 2

保管場所使用権原疎明書面(自認書)

証明申請・届出 に係る保管場所である 土地・建物 は、私の所有であることに間違いありません。

△△ ○○ 年 ○ 月 ○ 日

○○ 警察署長 殿

〒 (010-1951)

住 所 秋田県秋田市山王四丁目1番5号

氏 名 秋田 花子

電 話 018(863)1111 番

- 注
- 1 保管場所証明申請の場合は「証明申請」に、保管場所届出の場合は「届出」に○印をつけてください。
 - 2 「土地・建物」の両方に○印をするとき：保管場所である土地・建物とも自己所有である場合
 - 3 「土地」に○印をするとき：保管場所である土地が自己所有である場合
 - 4 「建物」に○印をするとき：保管場所である車庫が、建物と一体となって築造（建物の上下を含む。）され、かつ、築造された車庫が自己所有である場合
 - 5 共有の場合は、「自認書」のほかに、ほかの共有者全員の「承諾書」を添付してください。

承諾書 記載例(土地又は建物が申請者本人の所有物ではない場合)

保管場所の位置が
・借家、賃貸アパート等である。
・土地や建物の所有が親、兄弟等である。
などの場合はこちらの保管場所使用承諾証明書が必要となります。

別記様式3

保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

保管場所の位置	秋田県秋田市山王四丁目1番5号		
保管場所の使用者	〒 (010 - 1951) 住所 秋田県秋田市山王四丁目1番5号 電話 018 (863) 1111 番		
	氏名 秋田 花子		
使用期限	△△〇〇年4月1日から △△〇〇年3月31日まで	・納車が後日の場合でも使用開始日は申請日以降の日付にしないでください。 ・使用期限が1か月に満たない場合は、承諾者に確認することがあります。	
上記のとおり、自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。			
証明日は実際にこの書類を書いた日付を承諾者に記入してもらいます。 △△〇〇年 〇 月 〇 日			
〒 (018-9999) 住所 秋田県〇〇市△△字△△10番地10			
氏名 川尻 田五郎 電話 018 (909) 1111 番			
※ 町営、市営など公営住宅の場合は、 町長、市長など自治体の首長の承諾になります。			

注 共有の場合は、「自認書」のほかに、他の共有者全員の「承諾書」を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。